



ローレンス・レベタ

三月二十日、東京地裁刑部、加藤蔵さんの収入を証明する事二十部の小瀬保郎裁判長が加藤蔵被告人に対する脱税事件(裁判事件)の判決の言い渡しをしました。ご存じのとおり、被告人の加藤蔵さんは元証券会社の外務員です。昭和五十六年に加藤蔵さんは二つの理由で起訴されました。一つは顧客の脱税ほう助、二番目は自分の収入を隠して脱税した疑いでした。前者の顧客の脱税ほう助の件は有罪の判決でしたが、事件の核心となっていた加藤蔵本人の脱税については無罪となりました。

刑事訴訟法の大原則の一つは「犯罪を立証する責任は検察側が負担する」といわれています。私は一年間、裁判事件を法廷で争闘しましたが、その長い間、検察官が主張の

加藤蔵さんの収入を証明する証拠に十分接することができませんでした。ましては。

民主主義社会の中では、日本における刑事事件で起訴された事件の有罪率は世界一です。加藤蔵さんが無罪となったのは、すくなくとも二つの理由があります。なぜか—— 検察官が株取引売買益の脱税

### 日本の「仮名口座」は不思議

#### 先進国なら税逃れの道なくせ

な取引による所得に対し課税を原則にしているのは日本だけではありません。そのうえ、課税対象になる株式売買でも投資家は課税を逃れることが容易にできるといわれています。これこそ「裁判事件」の最大の教訓であったとい

て過言ではありません。加藤蔵被告人の証言によりますと、彼は「仮名口座」を前

収入隠し口座を使えるので、日本のアングラ投資家たちは彼らのたましい資産をわざわざスイスまで持って行く必要がないのです。

「仮名口座」のために、裁判事件を担当している有名な「東京地検特捜部」が全力をあげ、三年半にわたる捜査の戦いをして、「仮名口座」のために問題となっていた

察の主張は立証できず、単なる推測のままに格わってしまわなければ。

この事件を控訴した検察官の熱心さには頭が下がりますが、高等裁判所でこの推測を、立証までできつけられるでしょうか。

税被告を有罪にできないのは、日本独特の株売買利益、いわゆる「無税」制度がある必然の結果です。日本の税法によれば、一般の投資家の株式売買による所得(キャピタル・ゲイン)に対しては原則として課税されなごことになっています。短

口座以上も受け、「秘密顧客」の金をその口座を通じて取引していたのです。他人の名前を使って取引主を隠すのは、証券会社は国税庁にお客

十四億円の収入の持ち主は解明されないので、かわいそうな検察官、日本の証券会社は国税庁にお客の取引について報告を義務づけないし、また、お客をそのお金一証券会社一国税庁を結びつける口座番号制度(口座番号制度)もありません。裁判事件のようなケースでは直接的な証言がないかぎり、後

日本がサミットのメンバーとして参加しつづけている国でありつづけている国、町の紳士たちも一般の人と同じように課税されるべきでしょう。

(弁護士、米國シヤトル市在住)日本國で投稿